

Q



今回の改正で事業承継税制について改正があったようですが、こういった内容の改正が行われましたか。

A



以下の措置が講じられることとなり、納税猶予制度が利用し易くなりました。

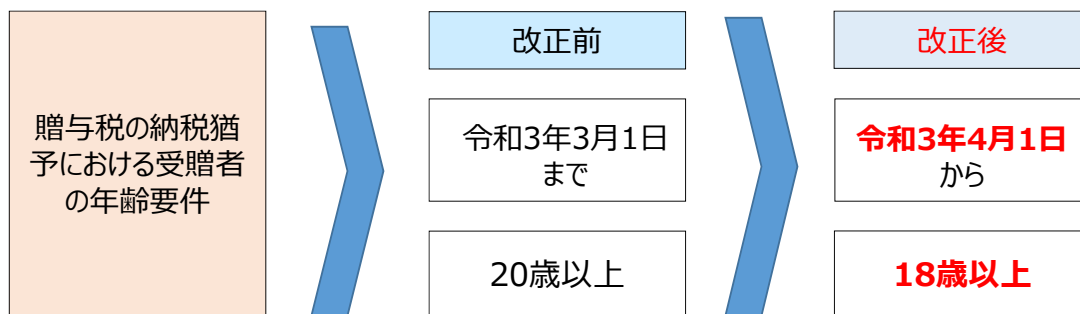
- ①受贈者の年齢要件の引下げ
- ②納税猶予の取消事由の緩和
- ③手続きの簡素化
- ④贈与者よりも先に受贈者が死亡した場合の相続時精算課税

●改正概要●

①受贈者の年齢要件の引下げ

減税

民法(相続法)の改正に伴い、贈与税の納税猶予制度における受贈者の年齢要件が**18歳以上**(改正前20歳以上)に引き下げられます。



②納税猶予の取消事由の緩和

減税

生命保険金の受け取りや固定資産の売却により一時的に認定承継会社等が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合でも、**一定のやむを得ない事情がある場合**で、該当した日から**6か月以内**に該当しなくなった場合、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。(改正前:取消事由に該当)

③手続きの簡素化

非上場株式等の贈与者が死亡したことにより相続税の納税猶予の適用を受ける場合、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等手続きの簡素化が図られました。

④贈与者よりも先に受贈者が死亡した場合の相続時精算課税

相続時精算課税を選択して贈与税の納税猶予を受けた受贈者が贈与者より先に死亡した場合、当該受贈者の相続人の相続税の取り扱いにつき、以下の通り明文化されました

(改正前)明文規定なし(納税猶予の義務も引継ぐか不明)



(改正後)納税猶予の義務は引継がない

令和4年4月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について適用開始

POINT



今回の改正は、民法の改正による成年年齢の引き下げに伴う適用要件の変更、取消事由の見直し、贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切り替え手続きの簡素化など、事業承継税制の継続適用のハードルを下げるものとなっています。